

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人熊木正の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、原判決が所論のような法律判断を示していないから、前提を欠き、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年四月一六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	一
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江	里	清	雄
裁判官	高	辻	正	己